

「月刊社労士受験別冊

勝つ！社労士受験 音声講義で合格ライン基本テキスト2022年版」正誤表・補遺について

2022年度社会保険労務士試験は、2022年4月15日の試験公示日現在施行されている法令に基づいて出題されます。本書は、2021年10月末日までに確定している法令に基づいて執筆しており、その後の、2022年4月15日までの事項について以下の事項を掲載いたします。

(最終更新：2022年5月18日)

頁	改正箇所	改正前	改正後	更新日
P155	ここをチェック	脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く）の認定基準	<u>血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準</u>	5/31
	ちょっとアドバイス			
P187	ちょっとアドバイス	ロ)【原則】73,090円（随時介護：36,500円）※計3か所	ロ)【原則】 <u>75,290</u> 円（随時介護： <u>37,600</u> 円）※計3か所	5/18
P218	ここをチェック□ *1	a) 自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業	a) 自動車を使用して行う旅客若しくは貨物の運送の事業又は原動機付自転車若しくは自転車を使用して行う貨物の運送の事業	5/18
		追加	<u>i) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に基づくあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師が行う事業</u>	
P219	7行目の下 (gの次)	追加	<u>h) 情報処理システムの設計等の情報処理に係る作業</u>	5/18
P258	上から3行目	～令和4年3月31日～	～令和 <u>7</u> 年3月31日～	5/18
P261	地域延長給付	～令和4年3月31日～	～令和 <u>7</u> 年3月31日～	5/18
P294	教育訓練支援給付金	～令和4年3月31日～ ※計2か所	～令和 <u>7</u> 年3月31日～ ※計2か所	5/31
P310	ここをチェック「求	次に差替え		5/18

	職者給付」の欄				
		日雇労働求職者給付 金以外の求職者給付	日雇労働求職者給 付金	広域延長給付を受 ける者に係る求職 者給付	5/18
	イ) 毎会計年度の 前々会計年度にお ける労働保険特別 会計の雇用勘定の 財政状況及び求職 者給付の支給を受 けた受給資格者の 数の状況が、当該会 計年度における求 職者給付の支給に 支障が生じるおそ れがあるものとし て政令で定める基 準に該当する場合	4分の1	3分の1	3分の1	5/18
	ロ) イ)に掲げる場 合以外の場合	40分の1	30分の1	30分の1	5/18
P310	ADVANCE	次に差替え <u>職業訓練受講給付金</u> に係る国庫の負担については、当分の間、 上記の規定による国庫の負担額の100分の55に相当する額を 負担します。また、令和4年度から令和6年度までの各年度に おいては、 <u>雇用継続給付（介護休業給付金に限る）及び育児休 業給付</u> に係る国庫の負担については、上記の規定による国庫の 負担額の100分の10に相当する額を負担します。			5/18
P331	雇用保険率	次に差替え			5/18
		雇用保険率	事業主負担分 (うち雇用保険 二事業に係る率)	被保険者負担 分	
	一般の事業	9.5/1,000	6.5/1,000 (3.5/1,000)	3/1,000	
	農林水産の 事業 清酒製造の	11.5/1,000	7.5/1,000 (3.5/1,000)	4/1,000	

		事業			
		建設の事業	12.5/1,000	8.5/1,000 (4.5/1,000)	4/1,000
P408	ここをチェック	～令和3年度における改定率は1.000です。	～令和4年度における改定率は0.996です。		5/18
P410	ここをチェック	～1,000分の5に～	～1,000分の4に～		5/18
		～0.005(1月繰上げ)～0.3 (60月繰上げ)～	～0.004(1月繰上げ)～0.24 (60月繰上げ)～		
P412	ここをチェック	～当該月数が60を超えると きは、60～	～当該月数が120を超えると きは、120～		5/18
		～0.42(60月繰下げ)～	～0.84(120月繰下げ)～		
P447	ここをチェック	令和3年度における保険料改定率は「0.977」、保険料額は17,000円×0.977≒「16,610円」です。	令和4年度における保険料改定率は「0.976」、保険料額は17,000円×0.976≒「16,590円」です。		5/18
P494	ポイント	～から第31級(620,000円)までの31等級に～	～から第32級(650,000円)までの32等級に～		5/18
P505	(2)のa)	～事業主に申し出るとともに、年金手帳を事業主に提出しなければならない。	～事業主に申し出なければならぬ。		5/18
P523	上から4行目	～減額率(1,000分の5に～	～減額率(1,000分の4に～		5/18
P526	上から7行目	令和3年度における～	令和4年度における～ ※額は変更なし		5/18
P616	則47条3項・4項	次に差替え			5/18
		<p>3) 保険者は、<u>第1項又は前項の規定により被保険者(任意継続被保険者を除く。以下同じ)に被保険者証を交付しようとするときは、これを事業主に送付しなければならない。ただし、保険者が支障がないと認めるときは、これを被保険者に送付することができる。</u></p> <p>4) 前項本文の規定による被保険者証の送付があったときは、事業主は、遅滞なく、これを被保険者に送付しなければならない。</p> <p>5) 保険者は、<u>第1項又は第2項の規定により任意継続被保険者に被保険者証を交付しようとするときは、これを任意継続被保険者に送付しなければならない。</u></p>			
P637	出産育児一時金・条文	～政令で定める金額(40万4千円)を支給～	～政令で定める金額(40万8千円)を支給～		5/18

P638	加算金	～政令で定める金額（40万4千円）に～保険者が定める金額（1万6千円）を加算～	～政令で定める金額（40万8千円）に～保険者が定める金額（1万2千円）を加算～	5/18
P642	家族出産育児一時金	～原則40万4千円、一定の場合には1万6千円の加算あり～	～原則40万8千円、一定の場合には1万2千円の加算あり～	5/18
P666	ちょっとアドバイス	～「40万4千円」とし～保険者が認めるときは、40万4千円に～保険者が定める金額（1万6千円）を加算～	～「40万8千円」とし～保険者が認めるときは、40万8千円に～保険者が定める金額（1万2千円）を加算～	5/18
P778	ちょっとアドバイス	令和3年度の～	令和4年度の～ ※率は変更なし	5/18
P785	法5条の2	～職業紹介事業者又は～	～職業紹介事業者、 <u>募集情報等提供事業を行う者</u> 又は～	5/18
P831	ちょっとアドバイス	～愛称：くるみん～	～愛称：くるみん又は <u>トライくるみん</u> ～	5/18